

第十三講 ユダヤ人の罪（二） 第二章の研究（四月十七日）

前講に於て我等は第二章前半の大意を研究した、今少しくそれを補ひ度いのである、我等は先づ第一節に向つて再び眼を注いで見よう。

是故に人を審判く所の人よ、汝言ひ遁るべきなし、汝人を審判くは正しく己の罪を定むるなり、そは審判く所の汝も同じく之を行へばなり。

とある、先づ注意すべきは審判に公私の別あることである、公の審判とは國家の名を以てする判官の司法上の裁判、社會の名を以てする記者の道義上の審判、及び神の名を以てする預言者の宗教上の審判の類を指すのである、斯る公の審判は必要なる審判である、判官は國家を代表して悪人を糾弾せねばならぬ、記者は社會に代りて人の不義を剔抉せねばならぬ、預言者は宇宙の司宰者の代理人として世の人の不義悖戾を弾詰せねばならぬ、孰れも不義を是れ公義を維持する所以の道である、我等もし判官たらば、記者たらば、預言者たらば公義のために審判に従はねばならぬ、これ神に許されたる審判の施行である、之に反して私の審判は許されない、私情より出づる所の、何等公義に係はりなき所の審判は神の許し給はざる所である、これ明白に罪である、「人を議すること勿れ」と主は之を戒め給ふた。

「汝人を審判くは正しく己の罪を定むるなり」とパウロは言ふ、これ人を審判く積りにて發する言は實は自己を審判いて居るのであると云ふ意である、例へば「何某は斯く斯くの罪を犯せり」と言定するは即ち「我は斯く

斯くの罪を犯せり」と云ふに等しいのである、刃を揮つて人を刺さんとするは實は自己を刺す事である、實に人を審判きて其罪を定むるは自己を審判きて其罪を定むる事である、其理如何、パウロは言ふ「それは審判く所の汝も同じく之を行へばなり」と、是れ實に人間の心理を穿てる言である、けだし人が他を審判くは多くは自己の心に同一の罪の經驗ある場合である、人は自己の罪を自ら能く知る、行として現はれたる罪は他人にも明かに知らるれど、自己心中の私かなる罪は自己のみ之を知るのである、そして自己の此罪を獨り自ら耻ぢ且厭ふのである、然るに人ありて之と同一なる罪を犯したるらしき場合には、彼は恰も自己の心に秘めたる自己の罪が陽に外に出でたる如き感を起して、それに對する嫌惡の情が激しく心中に醸さるゝのである、そして遂に其人を審判き其罪を定めずしては満足しないのである、されば人の罪を定むるは實は自己も之を犯したる場合が多いのである、されば人を審判きて其罪を定むるは實は己の罪の告白であると見ることができ、茲に於てか「人を審判くは正しく己の罪を定むる」ものなる事を我等は知る、故に「凡そ人を審判く所の人よ、汝言ひ通るべきなし」である。

第二節には「斯くの如く行ふ者を罪する神の審判は眞理に適へりと我等は知る」とある、尚三節以後十六節までは行を標準とする所の神の審判の提唱である（前講参照の事）、そして十六節には「それ審判は：：：神イエスキリストをもて人の隠れたる事を鞫かん日に成るべし」とある、全體を通讀して極めて明瞭なる事はパウロの謂ゆる審判は來世の審判なる事である、現世に於ても神の審判がないではない、しかしそれは未完成のものである、故に現世だけを以て審判の範圍とする時は其審判は可成り不公平として終るのである、併し乍ら眞の審判は「神イエスキリストをもて人の隠れたる事を鞫かん日に成る」のである、即ちこれ未來の裁判である、其時綿羊と山

羊とを分つが如く人類は二分せらると主は教へた、その時父が獨子を以てする此裁判は完全にして且最後の裁判である、或者は此時より其運命永へに拓かれ或者は永へに閉ぢらるゝのである、怖るべき其日よ！恵まれたる其日よ！

審判とそれに伴ふ怖れとは宗教の缺くべからざる要素である、今や人は來世を思惟するを好まず、まして其審判をや、基督信者と稱し佛教徒と稱ふる者さへ多くは來世と審判とに心を用ひやうとせぬのである、かくて宗教は現世だけのものと成つて居る、しかし元來「死ある所宗教ある」のであつて宗教なるものは其本質上來世的たらねばならぬのである、來世を説かぬ宗教は塩が其味を失ひしものである、審判の怖れなき處に眞正なる宗教心は起らない、此事を認めぬ者は二章前半の眞意は分らない、審判を此世のみの事と誤想する人にはパウロの之等の言は只一の謎たるのみである、我等もし法然上人、源信僧都等の立場に立ちて眺めんか、パウロの語は力強く我等の心境に波及し來るであらう。

基督教史と佛教史とに共通せる一事がある、それは來世的信仰の最も旺盛なりし時が其宗教の最も純正且強盛なりし時であつたと言ふ一事である、靜かに日本の佛教について思へ、地獄を怖るゝの想ひ最も盛なりし時は是れ即ち佛教其者の最も盛なりし時ではなかつたか、かの法然、親鸞、日蓮等の俊哲が躡起して等しく寂光土の榮光と地獄の苦患を説きし時に於て、如何に宗教的生命が我日本民族の間に芳烈なりしよ、今日の佛教家が佛教を以て忠君愛國の教と做して只管此世の事に拘はりつあるは、佛教が其衰退の様にある事の明かなる證左である。

曾ては我國に於ても恵心僧都の『往生要集』の如きを産みたる時代があつたのである、地獄と極樂とを描きた

此書の如きを今日の佛敎家の現世的著作に比して、其處に根本的相違ある事を見ざるを得ないのである、此書に描かれたる地獄の怖しさよ、そして最後にある極楽の姿の美しさよ、其全體の結構に於てダンテの神曲に酷似し、日本人の手に成りし書中最も大なる物の一であると思はる、今の日本人が此書を顧みざるは大なる損失であると思はなくてはならない。

來世を怖れて初めて深刻なる宗教心起る、バンヤンと云ひ、ルーテルと云ひ、ジョン・エドワードと云ひ凡そ偉大なる宗教家は一度は審判の恐怖に痛く心を脅かされし人である、審判を怖れずして眞の敬虔は起り得ない、神を畏れ未來を怖るゝに至つて初めて人は目醒めたのである、十九世紀に於ける日本の大政治家陸奥宗光は同じ英國の大政治家グラッドストンに會して、彼が本心より基督教を信じ居る一事に驚愕したと傳へられて居る、此グラッドストンは政治上に種々の大事を遂げたるにも係らず、自己の爲したる唯一の仕事らしき仕事は監督バットラーの『アナロジー』(Analogy)の編纂であると做してゐた、そしてバットラーの此書は來世存在の哲學的説明であるのである、以てグ氏の心に存せし現世の事と來世の事との著しき輕重の差を知るのである、由來日本人は宗教を以て濟民きよみんの方便と考ふ、故に來世の審判の如きは全く愚民濟度の道であると做すのである、かくして死を怖るゝも審判を怖るゝの道を知ず、宗教に會すれば凡て之を現世的事効の鑄型に收めんとする、歎ずべき至りである。

既に來世あり、従つて永生と滅亡とあり、従つて未來の審判ありとせば我等如何にして此怖るべき審判の日に對すべきであるか、罪深き己を思ひ、行を以て鞫さばく神の審判を思ふては我等は深き絶望と萎縮に囚はれざるを得

ない、自己一身の力を以てしては到底罪を悉く贖ひて全き聖潔に至る事は出来ない、併しながら罪の醜姿を瞻へるまゝにて神の審判の座に立ち得るであらうか、茲に深き恐怖がある、しかし此恐怖ありて福音の貴さは分る、此恐怖ありて初めて救拯の深みに徹する、之なき時には人に深き信仰は起らないのである。

キリストは何が故にかの如き痛烈なる苦難を味ひ、かの如き絶大なる犠牲を拂つたのであるか、そは云ふ迄もなく人類を救はんがためである、そして人類の救とは其徹底的の意味に於ては來世の榮化である、換言すれば審判の座に堪へて限りなき榮光の境に攝取せらるゝ事である、然るに人類は今や此榮に入るべく餘りに罪に深く沈んである、墮落は洪水の如く世界の全野を蔽ふて居る、怖るべき未來の審判に堪へ得る人とは一人もない、而してイエスの教に順つて悔改の幸福に入る者は極めて少く、多くは神の獨子なる彼を斥ける、イエスは深く此事を憂へた、遂に人類の深罪を己に負ひて自己を犠牲の祭壇に上げせ、苦き杯を心ゆくばかり味ひて以て人類の罪を贖はんとした、この悲壯なる心事の下に神の獨子は一介の死刑囚として死した、何等の曲事ぞ！さはれ此曲事のために人類救拯の道は開かれたのである。

此十字架を我等が仰ぎ瞻る事には種々の意味がある、或意味に於ては信仰生活の全部は十字架を仰ぎ瞻る事である、と云ひ得る、しかし特に十字架に據るべきは怖るべき審判の座に臨みてある、其時何等おのれに待むべきものなく一言の言ひ遁るべきもない、唯主の十字架あり、これ我等の唯一の隠れ場である、我等は彼の十字架の蔭に隠れて審判の筵むしろに臨むのである、我等は千歳の巖に我身を圍まれて審判の日に至るのである、そして十字架に據り十字架を仰ぐは眞の信仰である、そして此の十字架を仰ぎ瞻る眞の信仰は審判の恐怖より生起したもので

ある、人は此恐怖より出發して誠に十字架に頼るに至り、福音の救に浴するに至り、眞の信仰に入るに至る、先づなくてはならぬものは審判の恐怖である。

傳道の不熱心は今や基督信徒の通弊である、そして其原因は實に自己及び人の前程にある所の亡びの危険を充分に感得しないからである、己れ先づ來世の鋭き感覺あり従つて審判の強き恐怖あり、そして十字架を以てする亡びよりの救ひを信するに至つて平安の境に入らば、人の運命の危殆きさいに感ぜざるを得ざるに至りて此危険より彼を救はんとの道を探るに至るべきである、而して彼を滅亡めつじやうの否運より救はんための唯一の道は彼に福音の救拯を示して彼をして之を信ぜしむる事である、この外に人を救ふ道はない、かくて傳道心は審判の恐怖のために燃ゆべきものである、此恐怖を己のためにも人のためにも感じない者に眞の傳道心の起る筈はないのである。

パウロの教の背景として彼の強き來世觀を見なくてはならぬ、そして之に伴ふ審判のことを深く心に置かねばならない、然らざる時は到底パウロの教を解することは出来ない、然り福音其者を解する事は出来ぬ、聖書は地獄の火に照らして讀むべきものであると云ふ言ことばがある、洵まことに來世の鋭き感覺、審判の深き恐怖を以てして聖書を眞に讀む事である、羅馬書第二章の如きは特に然さうである、之忘るべからざる重要事である。

\* \* \*

パウロは第二章十七節より全く態度を一變した、十六節までに於ては彼は専ら抽象的原理の説明に没頭してゐた、人を審判しながら自ら同じ罪を犯す者の自主撞着どうちやうちやくと偽善を責め、神の審判を恐れざる其厚顏無耻を指摘し、如何なる國の民と雖も——よし選民たる優位に立つユダヤ人と雖も——惡をなす者には當然惡果のをし及ぶべき事

力説した、彼の此所説の目的は勿論ユダヤ人を責むるにあつた、しかし彼は陽に彼等を責むる事しなかつた、誰と名指さずして唯だ人を審判き乍ら自ら同じ罪を犯す所の者を責めた。そしてそれを単なる原理の提唱として説いた、そして此原理に對して全く反對の余地なからしめた、それは誰人と雖も承認せざるを得ざる明々白々の原理であるからである。

かく十六節までに於て原理を説きたる彼は十七節以下に於て之をユダヤ人に適用したのである、かくてユダヤ人をして言い遁れの餘地なからしめたのである、寔に名將の攻城法の如く精緻にして巧妙である、されば十七節より愈よ公然として眞向より其愛する同胞を責めたてるのである。

- (17) 汝もしユダヤ人と稱え律法を待み神あるを誇り (18) 其旨を知り律法にならひて是非を辨へ (19) 自ら警者の手引き、黑暗に居る者の光、 (20) 愚なる者の師、童蒙の傳と思ひ、又律法に於て眞理と知るべき事との式を得たりせば (21) 何故人を教へて自己を教へざるか、汝人に窃む勿れと勸めて自ら窃するか、 (22) 汝人に姦淫する勿れと諭して自ら姦淫するか、汝偶像を憎みて自ら殿の物を犯すか、 (23) 汝律法に誇りて自ら律法を犯し神を輕しむるか、 (24) 神の名は汝によりて異邦人の中に瀆されたりと録されし如し。

まことに火の如き弾効の叫びである、汝はユダヤ人、イスラエル、神の選民と稱し、律法てふ神よりの教を抱けるを待み、自國民族の守護神として全智全能のエホバ神あるを誇つてゐる、そして其神の聖旨を知り、又律法に照らして事の是非善惡を辨別する能力を持つて居る、寔に汝は眼開ける者である、光明の中に居る者である、賢き者である、成人である、汝より見れば未だ神の光に浴せざる異邦の民は慥かに瞽者である、黑暗に居る者で

ある、愚なる者である、童蒙<sup>わらわべ</sup>である、故に汝は自己を以て彼等異邦人の手引、師、傳<sup>かしき</sup>であると做してゐる、且又その律法に於て宗教的眞理と靈的知識の則<sup>のり</sup>を有すと做して居る、然り眞正のユダヤ人は眞に然るべきである、さりながら自ら選民と稱するも其實際上の資格に於て之を缺きながら誇るべき實なくして誇る者は如何、之等は偽りのユダヤ人ではないか、汝は右の如く誇ると雖も人を教へて己を教へず、人に窃<sup>ぬす</sup>む勿れと云ふて自ら窃<sup>ぬす</sup>みをなし、人に姦淫する勿れと論して自ら姦淫し、偶像を憎むも自ら偶像の殿に獻げられし物を私し、律法を誇るも自ら之を犯して神を輕しめてゐる、あゝ斯くしてユダヤ人てふ汝の名は異邦人の間に汚さるゝのである。

パウロは右の如くその同族たるユダヤ人を責めた、彼もし今の世に甦りしならば彼は此儘の語を以て其同族たる基督教徒を責むるに相違ない、讀者もし右の語の中の「ユダヤ人」を基督<sup>キリスト</sup>信者と改め、「律法」を福音と改め「異邦人」を不信者と改めて讀む時は、大體に於てそれが今日の謂ゆる基督信者を責むる語として頗る適切なるを覺ゆるであらう、自ら信者を以て誇りて不信者を蔑視しながら實は不信者と等しき、又は尚ほ甚しき醜さを呈して居る者が今や世界に頗る多い、彼等は皆パウロ時代のユダヤ人である、正にパウロの叱責を受くべき輩である。

- (25) 汝もし律法を行はゞ割禮は益あり、もし律法を犯さば汝が割禮は割禮なきが如くなるべし、(26) この故に割禮なき者も若し律法の義を守らば其割禮なきも割禮せりと云はざるを得んや、(27) それ本性<sup>うまれつき</sup>のまゝ割禮なくて律法を守る者は儀文と割禮を以て尚ほ律法を犯す汝を審判<sup>さだめ</sup>かん。

割禮とは如何、これユダヤ人の心の聖別を標徴する形の別である、割禮の本體は肉に在るのではなくて靈に在るのである、故に律法を行ふ人に於て初めて割禮は有意味である、従つて律法を犯す人に於ては割禮は有るも無

きが如きものである、之に反して割禮なき異邦人もし其良心に抱く不文の律法に照らして自ら律法の命じる義を行ふ時は、此人は形の上に割禮なくも心の上に割禮を受けし者である、そして割禮は元來心の上に在るべきものである故かゝる人は割禮ある者と云ひ得るのである、されば此種の義たしき異邦人は不義なるユダヤ人を審判き得る充分の資格を備ふるものである、前者の後者に遙かに勝る事は云はずして明かなる事である。

もし右の語の中「律法」を福音と改め「割禮」を洗禮と改むる時は今日の基督教徒に反省を促すに足る頗る有力なる語となるであろう、基督信者にして却て福音の本義を行はず不信者にして不知不識しらずしるはずの間に之を行ふ者ある時は甲は遙かに乙に劣るものであつて、寧ろ甲は事實上の不信者であり乙は事實上の基督信徒であると云ふべきである。

右の如く述べ來つてパウロは茲に當然左の如く云ひ得るに至つたのである。

- (28) 明あはにユダヤ人たるも實まことのユダヤ人にあらず、明あはに身に割禮あるも實の割禮にあらず (29) 却て隠ひそにユダヤ人たる者は實の眞のユダヤ人なり、又割禮は靈にありて儀文にあらず心の割禮は眞なり、その誉れは人に由らず神に由れり。

外部的にユダヤ人たるも眞のユダヤ人ではない、外部的に身に割禮あるも眞の割禮ではない、却て内部的にユダヤ人たるものがそれが何處の國人たるにも係らず眞のユダヤ人である、由來割禮は靈に在りて儀文に無い、心に刻まれし者が眞の割禮である、儀文の規定通りに行ひしとて之を眞の割禮と云ふことは出来ぬ、かくの如き抑も末の末である、眞の割禮は心に在る、心の割禮は眞である、かくパウロは論断して儀文と形式と環境とに特

むユダヤ人の蒙を啓かんとしたのである、我等はパウロの此の靈的の深み、人類的の廣さに對して深き敬意を拂はねばならない。

我等は又之を左の如くに書き換へて之を今日に活かすことが出来る。

明に基督信者たるも實の基督信者にあらず、明に身に洗禮あるも實の洗禮にあらず、却て隱に基督信者たる者は實の基督信者たり、又洗禮は靈に在りて儀文に在らず、心の洗禮は實なり、その誉れは人に由らず神に由れり。

基督信者とは誰ぞ、洗禮を受けて教會員となりし者必ずしも信者ではない、内部的に神の聖旨を行ふ者——事實的にイエスを主として信従する者——それが基督信者である(よし形式上の形と名は何であつても)、眞の洗禮は靈(聖靈)の恩化に浴せし事を云ふのであつて、儀分の形式に従つて受けしものではない、故に心の洗禮のみが眞の洗禮であつて、その誉れは人に由らず神に由る、人の判断如何に係らず神は之を賞で給ふのである、人は外を見エホバは内を見る、外を見る人の輕侮又は怪訝は數ふるに足らず、内に向つてなざるゝ神の嘉賞のみ貴いのである。

前回の講義で、私たちはローマの信徒への手紙第二章の前半の要点を学び、今それを少し補足したい。まず、第一節に再び目を向けてみよう。

ですから、すべて他人を裁く者よ、あなたに弁解の余地はありません。あなたは他人を裁くことで、自分自身に裁きを下しています。裁くあなたが同じことを行っているからです。

とある。まず注意すべきは、裁きには公の裁きと私的な裁きの区別があるということだ。公の裁きとは、国家の名において行う裁判官の司法上の裁判、社会の名において行うジャーナリストの道義上の批判、そして神の名において行う預言者の宗教上の裁きなどを指す。このような公の裁きには必要不可欠な裁きである。裁判官は国家を代表して悪人を追及しなければならない。ジャーナリストは社会に代わって人の不正を暴き出さなければならない。預言者は宇宙の支配者の代理人として世の人々の不正や反逆を非難しなければならない。これらはすべて、不正を正し、公義を維持するための道である。もし私たちが裁判官、ジャーナリスト、預言者であるならば、公義のために裁きに従わなければならない。これは神に許された裁きの執行である。これに対し、私的な裁きは許されない。私的な感情から出た、公義に全く関わりのない裁きは、神が許されないことである。これは明白な罪である。「人を裁くな」と主はこれを戒められた。

「あなたは、他人を裁くことによって、自分自身を罪に定めています」とパウロは言う。これは、人を裁くつ

もりで発した言葉が、実は自己を裁いているという意味である。たとえば、「あの人はこのような罪を犯した」と断定することは、すなわち「私はこのような罪を犯した」と言うに等しいのだ。刃を振るって他人を刺そうとすることは、実は自分自身を刺すことである。実際に、人を裁いてその罪を定めることは、自分自身を裁いてその罪を定めることである。その理由は何か。パウロは「裁くあなたが同じことを行っているからです」と言う。これは実に人間の心理を深く突いた言葉である。人が他者を裁くのは、多くの場合、自分の心にも同じ罪の経験があるからだ。人は自分の罪を自分でよく知っている。行動として現れた罪は他人にもはっきりと知られるが、自分心中の密かな罪は自分だけが知っている。そして、自分のこの罪をひそかに恥じ、かつ嫌悪している。ところが、自分と同一の罪を犯したらしい人が現れた場合、彼は、まるで自分の心に秘めた自分の罪が公然と外に出たかのような感情を抱き、それに対する嫌悪の情が心中に激しく湧き上がるのである。そしてついにその人を裁き、その罪を定めずには満足しないのだ。したがって、人の罪を定める者は、実は自分もそれを犯した場合が多いのである。それゆえ、人を裁いてその罪を定めることは、実は自分の罪の告白であると見ることができ。ここに、「人を裁くことは、まさしく自分自身を罪に定めている」ことだと私たちは知る。だから、「それゆえ、人を裁く者よ、あなたに弁解の余地はありません」となるのである。

第二節には、「そのようなことを行う者たちの上に、真理に基づいて神の裁きが下ることを、私たちは知っています」とある。さらに三節以降十六節までは、行いを基準とする神の裁きの提唱である（前回の講義を参照してほしい）。そして十六節には、「私の福音によれば、神のさばきは、神がキリスト・イエスによって、人々の隠さ

れた事柄をさばかれるその日に行われるのです」とある。全体を通読して極めて明らかなのは、パウロの言う裁きは来世の裁きであるということだ。現世においても神の裁きがないわけではないが、それは未完成のものである。ゆえに、現世だけを裁きの範囲とするならば、その裁きはかなり不公平なものとして終わってしまう。しかしながら、真の裁きは「神がキリスト・イエスによって、人々の隠された事柄をさばかれるその日」に行われるのである。すなわち、これは未来の裁判である。その時、羊と山羊とを分けるように人類は二つに分けられると主は教えられた。その時、父が御独子によって行うこの裁判は、完全にしてかつ最後の裁判である。ある者はこの時からその運命が永遠に開かれ、ある者は永遠に閉ざされるのである。恐るべきその日よ！ 恵まれたるその日よ！

裁きとそれに伴う恐れは、宗教の欠くべからざる要素である。今や人々は来世を考えるのを好まず、ましてその裁きを考えることはない。キリスト信者と称する者も、仏教徒と称する者さえ、多くは来世と裁きとに心を向けようとしないのである。こうして宗教は現世だけのこととなってしまっている。しかし、もともと「死あるところに宗教がある」のであって、宗教はその本質上、来世的でなければならぬのである。来世を説かない宗教は、塩がその味を失ったものである。裁きの恐れがないところに真の宗教心は起こらない。このことを認めない者は、第二章前半の真意は分からない。裁きをこの世のことと誤解する人には、パウロのこれらの言葉はただの謎でしかない。もし私たちが法然上人や源信僧都などの立場に立って眺めるならば、パウロの言葉は力強く私たちの心境に響いてくるであろう。

キリスト教の歴史と仏教の歴史に共通することが一つある。それは、来世的信仰が最も旺盛であった時が、その宗教の最も純正かつ強盛であった時であるという事実だ。静かに日本の仏教について考えてみよう。地獄を恐れる思いが最も盛んであった時は、まさしく仏教そのものが最も盛んであった時ではなかったか。あの法然、親鸞、日蓮などの優れた賢者が立ち上がり、等しく寂光土の栄光と地獄の苦しみを説いた時に、なんと宗教的生命が私たち日本民族の間に芳しく燃えていたことか。今日の仏教家が仏教を以て忠君愛国の教えとみなし、ひたすらこの世の事柄にばかり関わっているのは、仏教がその衰退の様相にあることの明らかな証拠である。

かつてはわが国においても、恵心僧都の『往生要集』のようなものが生み出された時代があったのである。地獄と極楽を描いたこの書のようなものを、今日の仏教家の現世的な著作と比較して、そこに根本的な相違があることを見ざるを得ない。この書に描かれた地獄の恐ろしさよ、そして最後にある極楽の姿の美しさよ。その全体の構成においてダンテの『神曲』に酷似し、日本人の手になる書物の中で最も偉大なものの一つであると思われる。今の日本人がこの書を顧みないのは、大きな損失であると言わなくてはならない。

来世を恐れて初めて深刻な宗教心が起こる。ジョン・バニヤンといい、マルティン・ルターといい、ジョン・エドワーズといい、およそ偉大な宗教家は、一度は裁きの恐怖にひどく心を脅かされた人である。裁きを恐れずして真の敬虔は起こり得ない。神を畏れ、未来を恐れるに至って初めて、人は目覚めたのである。十九世紀における日本の大政治家、陸奥宗光は、同じく英国の大政治家、グラッドストーンに会って、彼が心底からキリスト教を信じていることに驚愕したと伝えられている。このグラッドストーンは、政治上に様々な大事業を成し遂げ

たにもかかわらず、自分がした唯一の仕事らしい仕事は、監督バトラーの『アナロジー』(Analogy)の編集であると考えていた。そしてバトラーのこの書は、来世存在の哲学的説明なのである。これによって、グラッドストンの心に存在した現世の事柄と来世の事柄との著しい軽重の差を知ることができる。もともと日本人は、宗教を以て人民を救済する方便だと考える。ゆえに、来世の裁きなどは全く愚民を済度する道だとみなすのである。こうして、死を恐れても、裁きを恐れる道を知らない。宗教に接すれば、すべてそれを現世的な効用の鑄型に収めようとする。嘆くべき極みである。

すでに来世があり、したがって永生と滅亡とがあり、したがって未来の裁きがあるとすれば、私たちはどうしてこの恐るべき裁きの日に立ち向かうべきだろうか。罪深い自分を思い、行いを以て裁く神の裁きを思うと、私たちは深い絶望と萎縮にとらわれざるを得ない。自分一身の力をもってしては、とうてい罪をすべて償って完全な聖潔に達することはできない。しかしながら、罪の醜い姿をさらしたままで、神の裁きの座に立つことができるだろうか。ここに深い恐怖がある。しかし、この恐怖があつて初めて、福音の貴さが分かる。この恐怖があつて初めて、救いの深みに徹することができる。これがない時には、人に深い信仰は起こらないのである。

キリストはなぜあれほど痛烈な苦難を味わい、あれほど絶大な犠牲を払われたのだろうか。それは言うまでもなく、人類を救うためである。そして、人類の救いとは、その徹底的な意味において、来世の栄光である。言い換えれば、裁きの座に耐え、限らない栄光の境地に受け入れられることである。しかし、人類は今や、この栄光に入るにはあまりにも罪に深く沈んでいる。墮落は洪水のようにもろもろの国々全体を覆い尽くしている。恐る

べき未来の裁きに耐え得る人など、一人もいない。しかも、イエスの教えに従って悔い改めの幸福に入る者は極めて少なく、多くは神の御独子である彼を退ける。イエスは深くこのことを憂慮された。ついに、人類の深罪を自分に負い、自らを犠牲の祭壇に上らせ、苦い杯を心ゆくまで味わって、人類の罪を贖おうとされた。この悲壮な心境の下に、神の御独子は一介の死刑囚として死なれた。なんと不当な出来事であろうか！とはいえ、この不当な出来事のために、人類救いの道は開かれたのである。

この十字架を私たちが仰ぎ見ることには、様々な意味がある。ある意味においては、信仰生活のすべては十字架を仰ぎ見ることでありと云える。しかし特に、十字架に頼るべきは、恐るべき裁きの座に臨んである。その時、自分に頼るべきものは何もなく、一言の弁解もできない。ただ主の十字架がある。これこそ私たちの唯一の隠れ場である。私たちは彼の十字架の陰に隠れて、裁きの席に臨むのである。私たちは「千歳の巖」にわが身を囲まれて、裁きの日を迎えるのである。そして、十字架に頼り、十字架を仰ぐのは真の信仰である。そして、この十字架を仰ぎ見る真の信仰は、裁きの恐怖から生じたものである。人はこの恐怖から出発して、本当に十字架に頼るに至り、福音の救いに浴するに至り、真の信仰に入るに至る。まずなくてはならないものは、裁きの恐怖である。

伝道の不熱心は、今やキリスト信徒の共通の弊害である。そしてその原因は、実に自分自身と他者の行く末にある滅びの危険を十分に感じ取っていないからである。自分がまず来世の鋭い感覚を持ち、したがって裁きの強い恐怖があり、そして十字架による滅びからの救いを信じるに至って平安の境地に入るならば、他者の運命の危

うきを痛切に感じざるを得なくなり、この危険から彼を救おうとの道を取るに至るはずである。そして、彼を滅亡の不運から救うための唯一の道は、彼に福音の救いを示して、彼にそれを信じさせることである。このほかに人を救う道はない。こうして伝道心は、裁きの恐怖のために燃えるべきものである。この恐怖を自分のために他者のためにも感じない者に、真の伝道心が起こるはずはないのである。

パウロの教えの背景として、彼の強い来世観を見なくてはならない。そして、これに伴う裁きの事柄を深く心に置かねばならない。そうでなければ、とうていパウロの教えを理解することはできない。いや、福音そのものを理解することはできない。「聖書は地獄の火に照らして読むべきものである」という言葉がある。まことに、来世の鋭い感覚、裁きの深い恐怖をもってして、聖書を真に読むべきである。ローマの信徒への手紙第二章などは特にそうである。これは忘れるべからざる重要な事柄である。

\* \* \* \*

パウロは二章十七節から全く態度を一変した。十六節までは、彼はもっぱら抽象的な原理の説明に没頭していた。人を裁きながら自ら同じ罪を犯す者の自己矛盾と偽善を責め、神の裁きを恐れないその厚顔無恥を指摘し、いかなる国民であろうとも、たとえ選民たる優位に立つユダヤ人であろうとも、悪を行う者には当然悪い報いが及ぶべきことを力説した。彼のこの説の目的は、もちろんユダヤ人を責めることにあつた。しかし、彼は公然と彼らを責めることはしなかつた。誰と名指さずに、ただ人を裁きながら自ら同じ罪を犯す者を責めた。そしてそれを単なる原理の提唱として説いた。そして、この原理に対して全く反対の余地がないようにした。それは、誰

であつても承認せざるを得ない明白な原理だからである。

こうして十六節までに原理を説いた彼は、十七節以下においてこれをユダヤ人に適用したのである。こうしてユダヤ人に言い逃れの余地がないようにしたのである。まことに、名将の攻城法のように精緻で巧妙である。それゆえ、十七節からいよいよ公然と真正面からその愛する同胞を責めたのである。

- (17) あなたが自らユダヤ人と称し、律法を頼みとし、神を誇り、(18) みこころを知り、律法から教えられて、大切なことをわきまえているなら、(19) また、律法のうちに具体的に示された知識と真理を持っているので、目の見えない人の案内人、闇の中にいる者の光、愚かな者の導き手、幼子の教師だ、と自負しているなら、(21) どうして、他人を教えながら、自分自身を教えないのですか。盗むなど説きながら、自分は盗むのですか。(22) 姦淫するなど言いながら、自分は姦淫するのですか。偶像を忌み嫌いながら、神殿の物をかすめ取るのですか。(23) 律法を誇りとするあなたは、律法に違反することで、神を侮っているのです。(24) 「あなたがたのゆえに、神の御名は異邦人の間で汚されている」と書いてあるとおりです。

まことに火のような弾劾の叫びである。あなたはユダヤ人、イスラエル、神の選民と称し、律法という神からの教えを抱いていることを頼みとし、自国の民族の守護神として全知全能のエホバ神がいることを誇っている。そして、その神の聖なる御心を知り、また律法に照らして事の是非善悪を弁別する能力を持っている。まことにあなたは目開けた者である、光明の中にいる者である、賢い者である、成人である。あなたから見れば、いまだ神の光に浴しない異邦の民は、確かに目の見えない者、やみの中にいる者、愚かな者、幼子である。ゆえに、あ

なたは自分を以て彼ら異邦人の案内人、教師、指導者であるとみなしている。しかも、その律法において宗教的真理と靈的知識の規範を有するとみなしている。然り、真のユダヤ人は本当にそうであるべきだ。それなのに、自ら選民と称しても、その実際の資格においてこれを欠きながら、誇るべき実態なくして誇る者はどうか。これらは偽りのユダヤ人ではないか。あなたは右のように誇りながらも、人を教えて自分を教えず、人に「盗むな」と言いながら自ら盗みをなし、人に「姦淫するな」と諭しながら自ら姦淫し、偶像を憎んでも自ら偶像の宮に獻げられた物を私物化し、律法を誇りながら自らこれを犯して神を侮っている。ああ、こうしてユダヤ人というあなたの名は異邦人の間で汚されるのである。

パウロは右のようにその同族であるユダヤ人を責めた。もし彼が今の世によみがえったならば、彼はこのままの言葉をもってその同族であるキリスト信者を責めるに違いない。読者がもし右の言葉の中の「ユダヤ人」をキリスト信者と改め、「律法」を福音と改め、「異邦人」を不信者と改めて読む時、大体において、それが今日の違いをゆるキリスト信者を責める言葉として非常に適切であることを感じるであろう。自ら信者であることを誇って不信者を蔑視しながら、実は不信者と等しい、あるいはなお甚だしい醜さを呈している者が、今や世界に非常に多い。彼らは皆パウロ時代のユダヤ人である。まさにパウロの叱責を受けるべき仲間である。

- (25) もしあなたが律法を行うなら、割礼には価値があります。しかし、もしあなたが律法の違反者であるなら、あなたの割礼は無割礼になったのです。(26) ですから、もし割礼を受けていない人が律法の規定を守るなら、その人の無割礼は割礼と見なされるのではないのでしょうか。(27) からだは無割礼でも律法を守る人が、律法の

文字と割礼がありながらも律法に違反するあなたを、さばくことになります。

割礼とは何か。これはユダヤ人の心の聖別を象徴する外的な印である。割礼の本体は肉にあるのではなく、霊にあるのである。ゆえに、律法を行う人において初めて、割礼は意味がある。したがって、律法を犯す人においては、割礼はあっても無いも同然である。これに反して、割礼のない異邦人が、もしその良心に抱く不文の律法に照らして自ずから律法の命じる義を行う時は、この人は形の上には割礼なくとも心の上に割礼を受けし者である。そして、割礼はもともと心の上にこそあるべきものであるから、このような人は割礼ある者と言えるのである。それゆえ、この種の義しい異邦人は、不義なユダヤ人を裁き得る十分な資格を備えるものである。前者が後者にはるかに勝つことは、言わずして明らかなことである。

もし右の言葉の中の「律法」を福音と改め、「割礼」を洗礼と改める時は、今日のキリスト教徒に反省を促すに足る非常に有力な言葉となるであろう。キリスト信者でありながら福音の本来の意味を行わず、不信者であって知らず知らずのうちにそれを行う者がある時は、前者ははるかに後者に劣るものであって、むしろ前者は事実上の不信者であり、後者は事実上のキリスト信者であると言うべきである。

右のように述べ進んできて、パウロはここに当然、次のように言い得るに至ったのである。

(28) 外見上のユダヤ人がユダヤ人ではなく、また、外見上のからだの割礼が割礼ではないからです。(29) かえ

って人目に隠れたユダヤ人がユダヤ人であり、文字ではなく、御霊による心の割礼こそ割礼だからです。その人への称賛は人からではなく、神から来ます。

外部的にユダヤ人であることは、真のユダヤ人ではない。外部的に体に割礼があることも、真の割礼ではない。かえって、内部的にユダヤ人である者（それがどこの国の人であっても関わらず）こそ、真のユダヤ人である。元来、割礼は霊にあり、儀式にはない。心に刻まれたものが真の割礼である。儀式の規定どおりに行ったとしても、これを真の割礼ということはできない。そのようなことは、そもそも末の末である。真の割礼は心にある。心の割礼こそ真である。こうパウロは論断して、儀式と形式と環境に頼るユダヤ人の目を覚まさせようとしたのである。私たちは、パウロのこの霊的な深み、人類的な広さに対して深い敬意を払わなければならない。私たちは、またこれを次のように書き換えて、これを今日に生かすことができる。

外見上のキリスト信者がキリスト信者ではなく、また、外見上のからだの洗礼が洗礼ではないからです。かえって人目に隠れたキリスト信者がキリスト信者であり、文字ではなく、御霊による心の洗礼こそ洗礼だからです。その人への称賛は人からではなく、神から来ます。

キリスト信者とは誰か。洗礼を受けて教会員となった者が、必ずしも信者ではない。内部的に神の御心を行う者、事実にイエスを主として信じ従う者、それがキリスト信者である（たとえ形式上の形や名が何であつても）。真の洗礼とは、霊（聖霊）の恵みに浴したことを言うのであつて、儀式の形式に従つて受けたものではない。ゆえに、心の洗礼のみが真の洗礼であつて、その誉れは人からではなく神から来る。人の判断に関わらず、神はこれをお褒めになるのである。人は外側を見るが、エホバは内側を見る。外側を見る人の軽蔑や不審の念は数えるに足らない。内側に向かつてなされる神の嘉賞のみが尊いのである。